

施策**01****きめ細かな少子化対策の推進**

担当部局 総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局

施策内容

少子化の流れを転換するには、子育て世代だけでなく、これから結婚や出産を考える世代を対象にした総合的な支援を行うことが不可欠です。このため、一人一人の希望を尊重しつつ、結婚・妊娠・出産の段階ごとにきめ細かな支援を提供するとともに、経済的自立に向けた支援など幅広い取組を総合的に進めます。

また、社会全体で子育てを支援する気運を高め、子育てに対する不安の解消を図ります。さらに、住まいなどを含めた子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

主な取組

- 結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供支援
- 私立学校の園児などの保護者の経済的負担を軽減するための支援
- 若者の就業支援
- 多子世帯への支援の充実
- 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談対応
- 三世代同居や近居の促進
- 不妊治療費への助成
- 企業における育児休業制度や短時間勤務制度などを活用した多様な働き方の促進
- 社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成
- 将来親になる世代への「親の学習*」など子育ての理解を図る取組の推進
- 妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター*(埼玉版ネウボラ)の整備促進
- 職場体験など将来働くことについての意欲や関心が持てる取組の推進
- 子育て応援住宅認定制度*などによる子育てしやすい住宅の普及促進

施策指標**■合計特殊出生率**

福祉部

1.34(平成27年) → 1.50(平成33年)

指標の説明

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率(5歳階級ごとに算出)を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子供の数に相当する数値。
結婚や出産はあくまで個人の自由な意思によるものであるが、県民の希望出生率(県民の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率)を実現することを目指し、この指標を選定。

平成42年に県民の希望出生率1.78を実現することを目指し、5年後の目標値を設定。

目標の根拠

施策

29

女性の活躍推進と男女共同参画の推進

担当部局 総務部、県民生活部、福祉部、産業労働部、農林部、教育局

施策内容

女性の活躍が広がる一方で固定的な性別役割分担の意識は十分解消されておらず、仕事と家庭の両立が難しいことから、多くの女性が出産や子育てを理由に離職しています。

意欲ある女性がその力を存分に生かして活躍できるよう、就業・起業などを支援し、多様な働き方を広げていきます。

また、男女が互いを尊重し、共に能力を発揮できるよう、行政や企業、家庭など各分野での男女共同参画を進めます。

主な取組

- 女性の就業・起業支援
- 女性が受講しやすい職業訓練の実施
- 企業などにおける女性の職域拡大や職場定着に向けた取組への支援
- 企業における育児休業制度や短時間勤務制度などを活用した多様な働き方の促進
- 男性の働き方の見直しによる仕事と家庭を両立できる環境づくり
- 女性の活躍を応援する気運づくり
- 地域の農業をリードする女性農業者の育成
- 保育所、認定こども園*、企業内保育所などの整備促進
- 男女共同参画推進センター*における情報提供や相談などの実施
- 男女共同参画推進条例や男女共同参画基本計画の普及・啓発
- 男女共同参画の視点に立った教育内容の充実
- 女性の能力を生かした積極的な登用など、女性県職員の活躍の推進

施策指標

■女性（30～39歳）の就業率【参考指標】

産業労働部

61.1%（平成22年） → 69.5%（平成32年）

指標の説明	県内の女性（30～39歳）に占める就業者の割合。子育て期の女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。 5年に1度の国勢調査により把握する数値であるため、参考指標とする。 ※現状値は平成22年国勢調査に基づく。平成27年国勢調査による速報値（調査票の約100分の1を抽出して集計）は66.7%。	目標の根拠	平成27年の国勢調査（速報値）の全国平均を目指し、目標値を設定。
-------	---	-------	----------------------------------

[参考指標]

施策指標のうち、毎年の数値を得ることができないため、P D C Aサイクルで進捗を毎年把握することはできないが、計画期間中に達成すべき目標として設定するもの。

■審議会などの委員に占める女性の割合

県民生活部

38.2%（平成27年度末） → 40.0%（平成33年度末）

指標の説明	県の各種審議会などにおける女性委員の割合。女性の政策・方針決定への参画度を示す数値であることから、この指標を選定。	目標の根拠	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、国は平成32年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目指していることを踏まえ、目標値を設定。
-------	---	-------	---